

Ⅱ 申告書の記載例等

1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます！

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて説明します。

STEP 1

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】から「確定申告書等作成コーナー」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

▶ 確定申告書等作成コーナー



※この画面は、平成24年10月現在のものです。

STEP 2

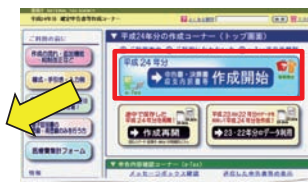
「確定申告書等作成コーナー」ボタンをクリック

「所得税（確定申告書等作成コーナー）」画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

STEP 3

「⇒ 申告書 作成開始」ボタンをクリック

「平成24年分の作成コーナー（トップ画面）」の「申告書作成開始」ボタンをクリックします。



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

STEP 4

提出方法を選択

「税務署への提出方法の選択」画面で、税務署へ申告書等を提出する際の提出方法を選択します。

※ 平成24年分の贈与税の申告からe-Taxを利用して提出(送信)できます。

画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認等を行います。

e-Taxをご利用になる場合の準備等については16ページをご覧ください。

STEP 5

「⇒ 贈与税の申告書を作成」ボタンをクリック

「作成申告書等選択・作成開始」画面の「贈与税の申告書を作成」ボタンをクリックします。

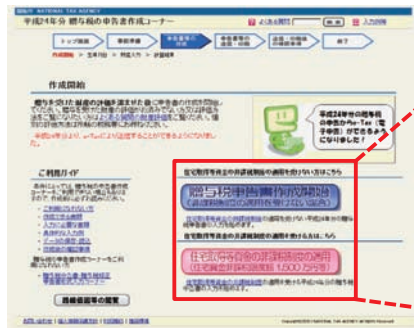
ここに注意！！

- ① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。
- ② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前に、その財産の評価等を行う必要があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。
※ 贈与を受けた財産が土地で一定の場合に該当するときは「土地等の評価明細書作成コーナー」で評価を行うことができます。「土地等の評価明細書作成コーナー」については16ページをご覧ください。

具体的な申告書の入力はどうのように始めるの？

ここでは、24ページから54ページに記載の事例について、どのような流れで入力を開始するかを説明します。

○ 作成開始 画面



住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない方はこちら

贈与税申告書作成開始 (非課税制度の適用を受けない場合)

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない平成24年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける方はこちら

住宅取得等資金の非課税制度の適用 (住宅資金非課税限度額 1,500万円等)

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける平成24年分の贈与税申告書の入力を始めます。

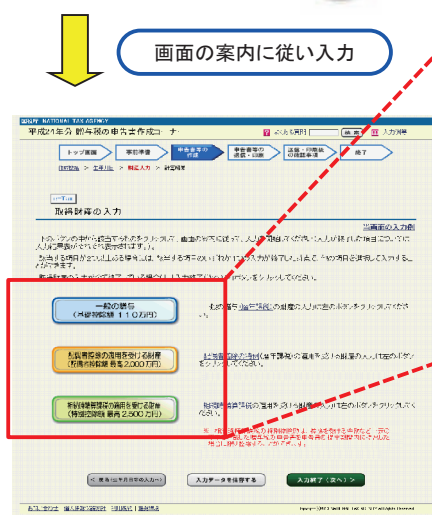
1 選択

2 選択

ここに注意！！

贈与を受けた財産について、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産とそれ以外の財産がある場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産（②選択）から入力を始めてください。

上記「作成開始 画面」で、1 を選択した場合



画面の案内に従い入力

一般の贈与 (基礎控除額 110万円)

一般の贈与
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

3 選択

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

4 選択

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課税
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

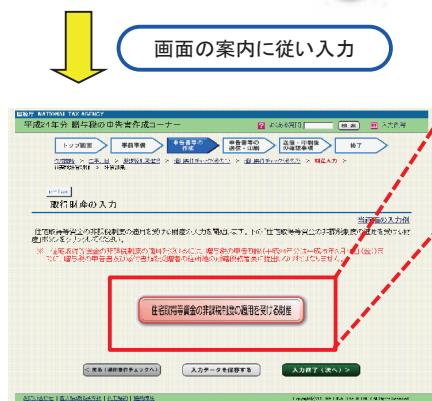
5 選択

3 …【事例1・6・7】の入力はここから

4 …【事例3】の入力はここから

5 …【事例2】の入力はここから

上記「作成開始 画面」で、2 を選択した場合



画面の案内に従い入力

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産

6 選択

6 …【事例4・5】の入力はここから

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ③ 申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ④ 申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)
- ⑤ 相続時精算課税選択届出書
- ⑥ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑦ 相続時精算課税(一般)チェックシート
- ⑧ 「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑨ 「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑩ 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑪ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表)※
- ⑫ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第二表)※

※ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表、同第二表)は、提出方法が書面の場合で入力した財産が4件以上の場合に作成されます。

贈与税の申告書を作成した後、納税についてはどうするの？

納付に当たっては、現金による納付のほか、ご自宅や事務所のインターネットを利用したe-Taxによる電子納税もご利用いただけます。

税務署からは、申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納付のお知らせはありません。

また、**贈与税については振替納税は利用できませんので、ご注意ください。**

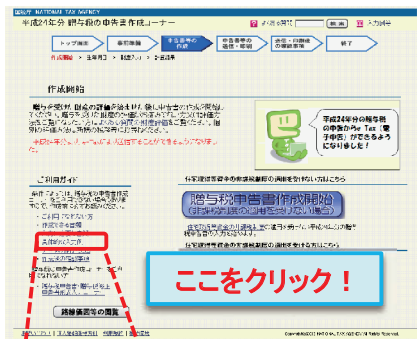
※ 贈与税の申告書作成コーナーでは、e-Taxを利用し、**電子納税の手続きを行うことができます。**
是非、ご利用ください。



贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときはどうするの？

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときに、参考となる機能について説明します。

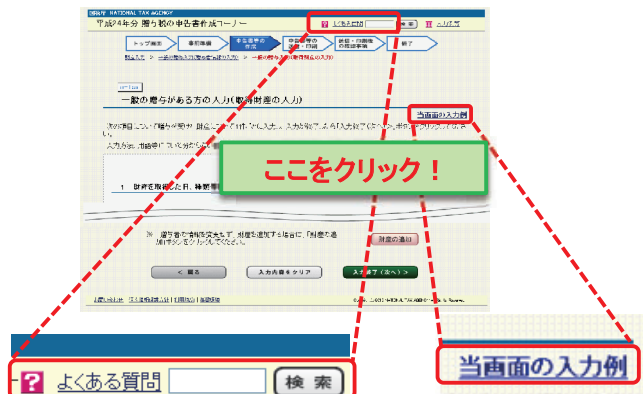
【作成開始前】



- ・ご利用にならない方
- ・作成できる書類
- ・入力に必要な書類
- ・**具体的な入力例**
- ・データの保存・読み込み
- ・作成後の確認事項

操作に関する具体的な入力例がパターン別に掲載されているので、作成開始前にチェック！

【入力途中】



よくある質問・・・用語などが分からない場合には、単語を入力して「検索」ボタンをクリック！

当画面の入力例・・・表示されている画面の入力例が掲載されているので、入力途中でチェック！

e-Tax を利用するには・・・



まずは・・・
パソコンで作成
さらに・・・
ネットで申告・納税

「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、作成が終わったら「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで提出(送信)ができます。

STEP 1

電子証明書等の準備



電子証明書 (IC カード)

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。
詳しくは、住民票のある市役所等へお問い合わせください。

※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって提出(送信)する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「**公的個人認証サービス**」の電子証明書の**有効期間は3年**となっており、有効期限を過ぎた場合には、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関におたずねください。

STEP 2

ICカードリーダーライタの購入

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダーライターが必要になります。



※ 利用する電子証明書の仕様にあったものをご確認の上、家電販売店などでお買い求めください。また、ご利用のパソコンの環境に対応していない機種もありますので、事前にご確認ください。

ここに注意！！

e-Taxで提出(送信)するためには利用者識別番号が必要となりますが、既に取得されている場合には、贈与税で改めて取得していただく必要はありません(取得していない場合は、「確定申告書等作成コーナー」で取得することができます。)

土地等の評価明細書作成コーナーとは？

「土地等の評価明細書作成コーナー」は、贈与を受けた土地の評価を行い、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を作成するコーナーです。

このコーナーで評価を行うことができる土地は、次の(1)から(3)の全てを満たすものに限りです。

- (1) 地目が宅地であること
- (2) 形状がほぼ長方形(正方形)であること
- (3) 利用状況が①**自用地**、②**借地権**、③**底地(借地権が設定されている宅地)**及び④**貸家建付地(貸家の敷地)**のいずれかであること

(上記の(1)から(3)の全てを満たしていても、ご利用になれない場合があります。詳しくは「土地等の評価明細書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。)



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

(2) 贈与税の申告書の書きかた

① 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する表です。

税務署長 平成 年 月 日提出		平成 年 分贈与税の申告書		F D 4 7 2 3	
提出用	住所	(電話 - -)		税務署整理欄 (記入しないでください。)	
	フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。		整理番号	名簿
	氏名	氏名		申告書提出年月日	財産
	生年月日	年 月 日	職業	災害等延長期限	事案
明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4				出国年月日	細目
				死亡年月日	コード
				関与区分	訂正
					修正
				(単位は円)	
I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細	財産を取得した年月日	第一表 (平成22年分以降用)	
	住所	種 類 細 目 明細区分・税額等 数 量 単 価 価 額	財 産 の 価 額	住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。	
	フリガナ	所 在 場 所 等 固定資産税評価額 倍 数	平成 年 月 日		
	氏名	円 倍	円 倍		
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	円 倍		
	住所	円 倍	平成 年 月 日		
	フリガナ	円 倍	平成 年 月 日		
	氏名	円 倍	平成 年 月 日		
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	円 倍		
	住所	円 倍	平成 年 月 日		
フリガナ	円 倍	平成 年 月 日			
氏名	円 倍	平成 年 月 日			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	円 倍			
財産の価額の合計額 (課税価格)	①				
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②				
基礎控除額	③				
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④				
④に対する税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤				
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥				
差引税額 (⑤-⑥)	⑦				
相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)					
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑧			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑮の金額の合計額)	⑨			
III 合 計	課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩			
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪			
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫			
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)	⑬			
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭			
	この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮		
	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑭)	⑯			
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		□ 税理士法第30条の書面提出有		通信日付印	
		□ 税理士法第33条の2の書面提出有		確認者 ㊟	
(資5-10-1-1-A4統一) (平24.10)					

記号	欄	書きかた
㉑	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成□□年分」	□□の中に「24」と記入します。
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 54 年 7 月 27 日生まれの場合】 3 5 4 年 0 7 月 2 7 日
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 明・大・ 昭 ・平 17 年 4 月 27 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、23 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所、氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称と登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地と名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。

② 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）の適用を受ける人が使用する表です。

提出用

平成24年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		A	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に入力を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
フリガナ	続柄		
氏名		平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	26		□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
フリガナ	続柄		
氏名		平成□□年□□月□□日	□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	27		□□□□□□□□
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)	E	28	□□□□□□□□
26のうち非課税の適用を受ける金額	29	29	□□□□□□□□
27のうち非課税の適用を受ける金額	F	30	□□□□□□□□
非課税の適用を受ける金額の合計額 (29+30) (28の金額を限度とします。)	31	31	□□□□□□□□
26のうち課税価格に算入される金額 (26-29) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	32	32	□□□□□□□□
27のうち課税価格に算入される金額 (27-30) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	G	33	□□□□□□□□
②又は③に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、②又は③の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日 H 提出した税務署 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 税務署整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 確認 □□□□□□

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A.4統一) (平24.10)

記号	欄	書きかた
㊦	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊧	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、 □の中にレ印を記入してください」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 明・大・ <u>昭</u> ・平 17 年 4 月 27 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㊩	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
㊪	「非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅の種類が省エネ等住宅（60 ページ参照）の場合は「1,500 万円」が、省エネ等住宅以外の場合は「1,000 万円」が、非課税限度額となります。
㊫	「㊩のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㊪のうち非課税の適用を受ける金額」	㊩の非課税限度額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が 2 人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が㊩の非課税限度額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します（㊩の非課税限度額を超えることはありません。）。
㊬	「㊩のうち課税価格に算入される金額」及び「㊪のうち課税価格に算入される金額」	㊩の金額から㊩の金額を控除した金額又は㊪の金額から㊩の金額を控除した金額を記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。
㊭	「所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	平成 24 年分の所得税の確定申告書を提出した人は、所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

相続時精算課税（2ページ参照）の適用を受ける人が使用する表です。

平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4732

税務署
受付印

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

(単位は円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)
申告者との続柄・生年月日

左の特定贈与者から取得した財産の明細
種類 細目 利用区分・銘柄等 数量 単価
所在地等 固定資産税評価額 倍率

財産を取得した年月日

財産の価額

住所

フリガナ

氏名

続柄

生 年 月 日

年 月 日

明治1、大正2、昭和3、平成4

財産の価額の合計額(課税価格)

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)

特別控除額の残額(2,500万円-⑩)

特別控除額(⑪の金額と⑩の金額のいずれか低い金額)

翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-⑩-⑪)

⑫の控除後の課税価格(⑪-⑫)【1,000円未満切捨て】

⑫に対する税額(⑫×20%)

外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)

差引税額(⑬-⑭)

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

申告した税務署名

控除を受けた年分

受贈者の住所及び氏名(「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)

署 平成 年分

署 平成 年分

署 平成 年分

署 平成 年分

第二表

(平成22年分以降)

(第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

● 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

[illegible]

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平24.10)

記号	欄	書きかた
㉑	「平成□□年分」	□□の中に「24」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㉒	「次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください」	相続時精算課税選択の特例（63 ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 3 1 7 年 0 4 月 2 7 日
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、23 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所、氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称と登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地と名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で、控除した特別控除額の合計額を記入します。なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高 1,000 万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。
㉖	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と、過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

※ 申告書の提出に当たっては、上記各項目に記入もれがないかどうか再度ご確認の上、提出してください。
なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

(3) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた

種 類	細 目		利 用 区 分 ・ 銘 柄 等	
土 地 （土地の上に 存する権利を 含みます。）	田		自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	
	畑			
	宅地		自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林		普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	
	その他の土地		原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	
家 屋	家屋（構造及び用途）、構築物		家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事 業(農 業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産		機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金			
	その他の財産		電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号	
有 価 証 券	株式、 出資	上場株式等		その銘柄
		取引相場 のない株 式、出資	配当還元 方式によ ったもの	
			その他の 方式によ ったもの	
	公債、社債			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
	現金、預貯金等			
家庭用財産			その名称と銘柄	
その他の財産 (利益)	生命保険金等			
	立木		その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	
	その他		1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容	

（参考）「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいて差し支えありません。